

第11回 南海地震津波対策検討会本部PT会議議事録

平成25年12月25日（水）10:00～12:00

本部長あいさつ

東日本大震災以降、本市の地震津波対策は、これまで10回の本部PT会議において検討を重ね、本日の議題としている南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策の最終検討を頂き、須崎市防災会議で承認されれば、今後10箇年の市の総合対策になるものと考えている。

また、この被害軽減に向けた対策に盛り込まれている事項を着実に実行していくことが重要であり、11月に南海トラフ特措法が成立したことを受けて、関連する事業の取り組みを進めていかなければならないと考えている。

南海トラフ特措法で実施すべき対策として、高台移転の受け皿となる高台の開発が主なものになるのではないかと考えている。新たな対策として被害軽減に向けた対策に追加して実行していきたい。

南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針（案）について

資料及び検討経過の説明。

・事前配布した資料の差し替え等について、実施項目が抜かっていた頁があったため、15頁から18頁を追加。

・検討経過について、別紙、「南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針策定に係る検討経過・予定」を説明。

・南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針（案）について、「南海トラフ巨大地震から生命と財産を守るため、事前の予防を進める」、「南海トラフ巨大地震発生後の迅速な応急・復旧・復興を行うため、事前の対策を進める」、「南海トラフの巨大地震に備えるため、自助・共助・公助のネットワークづくりを進める」3つの行動指針に基づき、それぞれの施策、対策について提案するものである。

前回のPT会議での意見をもとに精査した71項目の実施項目と具体策、計画期間を所管課との協議で整理し、さらに行動指針別の3部会で整理したものである。

資料内容については、検討部会で整理した事項を抜粋して説明させてもらい、補足の説明を所管課に願います。

2頁の地震の揺れ予防の施策における建築物の耐震化対策について、実施項目の市有建築物耐震化計画の推進では、市立小学校と保育園は、現在、建物の耐力度調査が終わった段階であり、今後、計画的に改修を行う予定である。また、公民館の改修計画は、一般住宅の耐震化率の向上を図る計画と併せて、26年に現行の須崎市耐震改修促進計画を見直すことを計画期間に記載した。

3頁の地震後の土砂災害対策における残土処理場の選定と確保の実施項目は、現状として災害のための残土処理場を確保することは困難であり、候補地の選定を2

箇年で検討する計画とした。

室内の安全対策においては、具体策の所管に学校教育課が入っていたが、市有建築物耐震化計画の推進に関する実施項目へ移し、この項目の所管から削除した。

4頁の津波からの被害予防については、長期避難と高台対策の下にある趣旨の部分にあった「仮設住宅建設可能用地確保」を、12、13頁の「迅速な復旧対策」の実施項目にある「仮設住宅建設候補地の選定」に移行し、ここからは削除した。なお、検討部会でも意見のあった南海トラフ特別措置法による高台対策は、実施項目の避難施設の確保の計画期間に「移転の必要性検討」という形で記載し、市有建築物の耐震化計画と併せて整理していきたい。

7頁以降、南海トラフ巨大地震発生後の迅速な応急・復旧・復興を行うため、事前の対策を進める」行動指針では、緊急輸送対策に係る具体策の所管を企画政策課、建設課、福祉事務所を記載し、計画期間の緊急輸送ルートの整備計画の策定にあたり、優先度を地元と協議していくこととしている。孤立・長期浸水対策における実施項目の排水機場施設の整備・耐震化については、排水機場の耐震化であり、検討部会前に記載してあった河川・海岸堤防は削除した。

14頁以降の「南海トラフの巨大地震に備えるため、自助・共助・公助のネットワークづくりを進める」行動指針では、地域防災力の向上における自主防災組織等の活動対策で、実施項目の「自主防災組織の活性化の促進」の具体策に「市が主催する自主防災組織リーダー研修会等を行い、自主防災組織の活動活性化を図る」ことを追加し、同頁の実施項目の「孤立に備えた訓練の実施」の計画期間が孤立計画作成という表記であったが、26年度孤立対策計画作成と表記した。

なお、具体策の項目に記載の網掛けの所管課より補足を願う。

【本部長補足説明】

前回の提案資料から変更した点について説明させて頂いた。

基本的には、3つの行動指針を定めた中の具体策における実施項目が71項目ということである。全体的な中で質問、意見を賜りたい。

◎主な質疑・意見

【委員】

農林水産課より「南海トラフ巨大地震から生命と財産を守るため、事前の予防を進める」行動指針に係る②津波からの被害予防の多重防御と漂流物対策において、現在、県、農協と協議している重油タンクの対策について、具体策に追加を願う。

具体内容として農業用重油タンク及び漁業用重油タンクの漂流物対策を実施するものであり、計画期間の短期の25、26年度で実施計画を策定し、中期に農業用タンクは継続実施、漁業用タンクは実施することを追加して頂きたい。

【本部長】

この意見について、実施項目に具体策を追加し、所管課は農林水産課ということで確認する。

この行動指針の検討については、今回で2回目ということもあり、委員の皆さんの確認を頂き、防災会議へ提案したい。ただし、南海トラフ特措法が出来たことにより実施が可能となる事業が入っていないので、新たに追加していく旨を説明し、その他の事業においても柔軟に対応していきたい。

南海地震津波対策検討会の再編（案）について

本市における地震津波対策を総合的に検討することを目的に設置された須崎市南海地震津波対策検討会（以下「本部PT会議」という。）は、約3年間で11回の検討を重ね、本市の地震津波対策における一定の方策と方向性がまとめられてきた。

この間、国と県では、南海トラフ地震対策において、避難行動に対する方策や被害をできるだけ少なく抑える減災の考え方なども示された。

本市では、本部PT会議で整理された対策と国、県が公表した被害想定をもとに、地域の実情に応じて、備えるべき対策を着実に進めているところであり、検討段階から実行段階に移ってきている。

こうした現状を踏まえ、本部PT会議における地震津波対策は、南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策を通して、概ね整理されたと考える。今後は、本市の地域防災計画の決定機関である須崎市防災会議へ協議の場を移すとともに、本市の防災対策の中核を担う中堅職員を中心に「防災対策課題検討会（仮称）」を設置し、南海トラフ地震対策をはじめ、現行の防災対策に係る諸課題の検討や地域防災の人材育成の取り組みを進める。また、本部PT会議において設置・組織された地域防災連絡協議会と災害時要援護者避難支援連絡協議会は、引き続き、須崎市防災連合会と連携し、各地域の防災対策や要配慮者の避難支援に向けた取り組みを進めていく。

なお、災害時要援護者避難支援連絡協議会は、災害対策基本法の改正に伴う名称の変更と男女共同参画の視点を含めた組織体制の再編を図る。

再編イメージとして本部PT会議での協議を防災会議へ移管し、中堅職員における課題検討会を設置して地域防災力の向上につながる協議を進め、災害時要配慮者避難支援連絡協議会で、特に支援を要する避難行動要支援者の対策を検討していきたい。

【本部長補足説明】

事務局の再編案について、南海地震津波対策検討会を「発展的に解散し」と記載してあるが、南海トラフ特措法の事業内容など、先ほど確認を頂いた被害軽減に向けた対策に追加する場合は、再び本部PT会議に諮る必要があると考えている。したがって、これまでのように本部PT会議を常時開くという意味ではなく、必要がある時に開催するという考え方であり、将来的に解散していくというニュアンスと考えて頂きたい。

◎主な質疑・意見

【委員】

防災対策課題検討会（仮称）と3つの行動指針を協議してきた検討部会との関連はどうなるのか。また、防災対策課題検討会の構成メンバーをどのように考えているのか。

【事務局】

まず1点目の3つの課題検討部会については、立ち上げの経過も踏まえ、被害軽減に向けた対策行動指針を精査、整理することを目的に設置したものと考えている。

なお、今後の被害軽減に向けた対策行動指針の進行管理については、第9回の検討会で地震・防災課が進めていくことも確認しているので、検討部会との関連は考えていない。

防災対策課題検討会の構成については、庁内の市職員20代後半から30代中ぐらの職員とし、各地域から選出したい。また、消防署員についても参画してもらいたいと考えている。現時点でこの検討会は名称も仮称であり、固まっていない部分もあるが、趣旨として防災活動につながるような会になればと思っており、将来的には地域から入ってもらうことも視野に入れている。

【委員】

須崎市防災連合会としても単年度で方針を決めて取り組んでおり、行動指針については、計画に基づき進めていくことは理解できるが、地域と歩調を合わせて進めていかないと意味がないと思う。庁内での検討と地域での検討の足並みを揃えていくことが必要と考えるので、課題検討会については、最初から地域住民が入ってはどうか。

【本部長】

形としてはそうなるべきと考えている。一方、本部PT会議の方は常時開催ではなく必要な時だけに開催するということになるので、本部PT会議の下部組織に地域防災連絡協議会があり、防災連合会とつながっているということで、複雑な組織体系となっている。

本部PT会議が常時開催されないことで、市と地域のつながりが希薄になってもいけないので、防災対策課題検討会には地域性を持たした職員と消防署員に入ってもらい、地域とのつながりを持たせながら、先には地域の担当職員を配置するような方向性も考えている。

一方で防災に関する会議が多く、これからを結び付けていく部分を模索しているところもあるので、委員の皆さんの意見を伺いたい。

【委員】

災害時要配慮者避難支援連絡協議会が防災連合会の枠組みに入っているが、今後連合会で協議していくとのことか。

【事務局】

防災連合会の事務局を地震・防災課が所管しており、要配慮者の避難支援につい

ては、地域と連携して取り組むことが望ましい意見もあったことから、今後は連合会の中で協議も進めていく旨の提案をさせて頂いた。

【委員】

災害時要配慮者避難支援連絡協議会は防災連合会に移管するのか。

【事務局】

組織が移ることはないが、支援策を議論していくという考え方である。

【委員】

地域防災計画とは地域防災連絡協議会で協議するのか。

【事務局】

地域防災計画は須崎市防災会議で策定するものであり、地域で作る計画ではない。現状では8地区で津波避難計画を策定しているが、将来的には地区防災計画の策定を要することになると考えている。

【委員】

本部PT会議は解散ではなく役割の修正ということによろしいか。

【本部長】

地域防災連絡協議会と災害時要援護者避難支援連絡協議会は、本部PT会議のもとに設置された機関である。本部PT会議を定期的を開催すれば、両協議会とのつながりもできるが、一定の対策も出来上がり、これからは実行していくことが重要である。

南海トラフ特措法などの関係から新たな対策を検討する際には、本部PT会議を開催する場合も出てくるが、開催が不定期となる関係もあり、地域防災連絡協議会は地域の中に取り込み、災害時要援護者避難支援連絡協議会も法律に基づき、要配慮者として地域の中へ組み込んで動いていくという形で提案している。しかし、防災連合会を中心に地域の中だけで回ると市との関連も薄くなるといくこともあり、防災対策課題検討会で地域性を持たずものとして、防災連合会と連携できる体系にしてはどうかという考えである。

要援護者台帳の登録者数との関係もあり、要配慮者の支援についても特に支援を要する避難行動要支援者の自助、共助をどのように進めていくか検討する必要があるので、災害時要配慮者避難支援連絡協議会は地域の中に入っていた方が、より具体的な支援方法も生まれてくるのではないかと考えている。

【委員】

防災対策課題検討会の構成において、地域からとの説明があったが、市内8地区の職員で構成されると思うが、各地域の防災活動を理解していないと検討内容に反映されないと思うので、地域防災連絡協議会の会合などへの参加が必要ではないか。

【本部長】

防災対策課題検討会と地域、防災連合会との連携については、最終的に地域の担当職員を置く形が、より密接に行くのではないかと考えている。ただし、そこへいくまでには地域性を持った職員が、地域の情報も得ながら検討を進めていくことが

大事ではないかと考えている。

【委員】

行動指針は固まったが、現状として地域住民の一体感が懸念されている。

行動指針を実行していくにあたり、地域と市がどのように連携して進めていくのかがポイントであり、それができる組織体系としてほしい。

【本部長】

行動指針を実行していくことが大事であり、指針3つ目の柱である「南海トラフの巨大地震に備えるため、自助・共助・公助のネットワークづくりを進める」ことが最も重要と考えている。進行管理については、地震・防災課が行っていくが、防災連合会と防災会議が如何に連携していくかが重要であり、横のつながりを整理したのものとして防災対策課題検討会の設置案を示した。さらに強化が必要とあれば再検討し、改めて組織図を提案したい。

【委員】

防災連合会は本来8地区の地域防災連絡協議会の足並みを揃えることを目的に組織されたものであり、地域と行政の相互補完を行っていくとのことであったが、要配慮者の支援についても主観的に実施するということは本来の目的と違うのではないか。

【本部長】

災害時要援護者リストが出来上がった後、特に支援を要する要支援者の自助、共助について、連合と地域協議会で話し合い、避難支援の取り組みにおける個別課題を整理できればと考えている。具体的に個別計画の作成は地域で協力して頂きたい。

この会義で頂いた意見をもとに改めて再編図を示し、検討を願うようにしたい。

地域防災連絡協議会事務局について

地域防災連絡協議会は、第2回本部PT会議において、協議されている対策事項を幅広く市民に周知し、確認された対策や取り組みなどが実行できる体制を構築していくために設置してきた。この間、市内8地区の地域防災連絡協議会では、単一自主防災組織や学校などを中心に、連携した防災活動に取り組み、徐々にではあるが活動の活性化が図られてきた。

もう一つの災害時要援護者避難支援連絡協議会についても本部PT会議で設置され、市福祉部局と社会福祉協議会、福祉施設により避難支援の取り組みも進めてきた。この間、災害対策基本法の改正もあり、名称を変更し、委員についても再編していく提案をさせて頂いた。

地域防災連絡協議会については、当初より事務局運営を担う各公民館等の負担も増しており、連合会事務局である地震・防災課としては、地域コミュニティの役割を踏まえ、現行のとおり公民館で担って頂きたいと考えているが、整理する部分があると思う。

これまで人的な問題や予算面の課題など、徐々に整理してきたが、現状では所管

業務として明確になっておらず、地域との連携体制も含めて、今後のあり方について委員の意見を伺う。

(補足説明)

事務局は公民館でお願いしたいが、本日の議題で本部PT会議を発展的に解散するという提案をしたことも踏まえ、本部PT会議で2つの協議会と事務局(地震・防災課と公民館)が担うことを確認してきた経過もあり、今後のあり方を伺うものである。先ほどの再編案の議題でも意見があったとおり、地域と市が密接に連携した体制が必要である。市部局間の連携も含めて、こういった機関が事務局を担うべきかを伺うものである。

◎主な質疑・意見

【委員】

地域防災連絡協議会の事務局は、地域で災害が起こった場合に集り、協議できる場所が良いと思うので、地域の窓口、情報発信も兼ねる公民館がベターではないか。

【委員】

公民館については人員体制も含め、あり方を検討している。現状で地域防災連絡協議会事務局を担うことは厳しい状況であり、今後、熟考して頂きたい。

【委員】

地域防災連絡協議会の事務局がどのような役割を果たして、どのような事務を担うのか明確になってない中で、事務局をどこが持つのかを検討することは難しいと思う。連絡先として公民館に人員が配置されれば良いとは思いますが、そういったことも含めて検討をして頂きたい。

【本部長】

公民館のあり方については、第9次の行政改革大綱までに検討を行っているところである。

従来から公民館と地震・防災課が窓口となって地域防災連絡協議会の運営を行っているので、防災対策課題検討会が行政と地域を結びつける役割となれば、公民館が事務局を担ってもらいたいと考えている。ただし、これで決定する訳ではないので、今後、地域の皆さんの意見も伺っていきたい。